

# 2025年度 放課後児童クラブ利用者募集

☎ こども家庭課 Tel.0299-90-1205

放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が仕事などで昼間家庭にいない市内在学の児童に、放課後の居場所を提供し、遊びなどを通じて児童の自主性、創造性、社会性を高め、児童の健全な育成を図るためのものです。



## 開設日時

- 月～金曜日 放課後～午後6時30分
- 土曜日 午前8時～午後6時30分
- 臨時休業日(学校休業日(創立記念日など))や夏季・冬季など 午前7時30分～午後6時30分
- ※ 祝日・お盆・年末年始は閉所
- ※ 保護者や子育てサポーターなどによる送迎が必要

## 実施場所

各小学校や児童館内

## 保育料

通年	3,000円/月
臨時(学年始・冬季・学年末)	1,000円/各期間
臨時(夏季)	4,000円

## 一斉募集について

### 申込方法

「利用申込書」と「家庭状況調査票」に必要事項を記入し、「就労証明書」と「神栖市放課後児童クラブ保育料納付確約書兼申出書」、「同意書」を添えて、下表の受付場所に持参  
 ※「就労証明書」は事業主が記入し、証明します  
 ※自営業の方(事業主)は、「就労証明書」に「確定申告書の写し」または「開業届の控えの写し」を添付してください  
 ※疾病や入院の場合、就労証明書に代わり「診

断書」が必要となります  
 ※同敷地内に無職の家族の居住がある場合、家族が児童の面倒を見られない理由が必要となります。「保育できない理由書」をお持ちください  
 ※申込書などの書類は、各児童クラブ、各児童館、こども家庭課、波崎総合支所・防災センター、市ホームページで入手可能(受付場所では入手できません)

### 重要事項

- 面談を行なうため、両親または家庭状況や子どもの健康状態が分かる方がお越しください
- 現在、児童クラブに入会している方が継続利用する場合も、申し込みが必要となります
- 放課後児童クラブ保育料に未納がある場合は、次年度の利用はできません

### 審査結果

2月下旬に発送を予定

### 受付場所および期間など

※利用申込書などの配布はありません

児童クラブ名	定員(人)	受付期間・受付場所	問合せ先 (午前10時～午後6時30分)
息栖小学校	200	11月7日(木)～9日(土) 午前10時～午後6時30分 平泉コミュニティーセンター	息栖・深芝小統括支援員 Tel.070-4251-3368
深芝小学校	150		
大野原西小学校	140		大野原西・大野原小統括支援員 Tel.070-4251-3369
大野原小学校	195	11月14日(木)～16日(土) 午前10時～午後6時30分 うずもコミュニティーセンター	軽野・横瀬小統括支援員 Tel.070-4251-3370
軽野小学校	125		
横瀬小学校	185		軽野東・柳川小統括支援員 Tel.070-4251-3371
軽野東小学校	65		
柳川小学校	70	11月21日(木)～23日(土・祝) 午前10時～午後6時30分 矢田部ふれあい館	太田・須田小統括支援員 Tel.070-4251-3372
太田小学校	75		
須田小学校	90		植松・やたべ土合小統括支援員 Tel.070-4251-3373
植松小学校	150		
やたべ土合小学校	90		波崎西・波崎小統括支援員 Tel.070-4251-3374
波崎西小学校	70		
波崎小学校	70		

※体調が悪い場合は、来場をお控えください。期間内の申請が難しい場合は、問合せ先へご連絡ください

# 11月から 児童扶養手当が拡充

☎ こども家庭課 Tel.0299-90-1205



児童扶養手当法などの一部改正に伴い、2024年11月分(2025年1月支給)以降の手当額の計算方法が変わります。

## 制度改正(拡充)の内容

- 第3子以降の児童に係る加算額が第2子の加算額と同額に引き上げとなります

第3子以降 加算額	2024年4月～10月分		2024年11月分以降	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
	6,450円		10,750円(第2子加算額と同じ)	
	6,440円～3,230円		10,740円～5,380円(第2子加算額と同じ)	

- 受給者本人の所得制限限度額が引き上げとなります

※配偶者、扶養義務者、孤児などの養育者の所得制限限度額は変更ありません

※下表の収入目安額は給与所得者を例として給与所得控除額などを加えて表示した額です  
 単位：万円

扶養親族などの数(人)	受給資格者本人				配偶者/扶養義務者/孤児などの養育者	
	全部支給		一部支給		収入目安	所得
	収入目安	所得	収入目安	所得		
0	142	69	334.3	208	372.5	236
1	190	107	385	246	420	274
2	244.3	145	432.5	284	467.5	312
3	298.6	183	480	322	515	350
4	352.9	221	527.5	360	562.5	388
5	401.3	259	575	398	610	426

## 制度改正による申請手続き

- 児童扶養手当の受給資格がある方(全部停止となっている方も含む)
    - ➔ 7月中旬に発送済みの2024年度現況届の提出が必要です。
  - 所得超過などにより児童扶養手当の申請をしていない方
    - ➔ 所得制限限度額の引き上げにより、新たに支給対象となる場合があります。手当を漏れなく受給するためには、**10月31日(木)まで**に申請が必要です。
- ※対象者により必要書類などが変わりますので、事前にこども家庭課までお越しください

